

成羽川漁業協同組合 内共第16号
第5種共同漁業権遊漁規則

令和6年1月1日認可

成羽川漁業協同組合

成羽川漁業協同組合 内共第16号
第5種 共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、成羽川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第16号第5種共同漁業権に係る、漁場(以下単に「漁場」という)区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている次の表の水産動物の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

漁場区域	漁業権の対象となっている水産動物
内共第16号の区域	こい、ふな

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域で、次の表の漁具・漁法によって遊漁しようとする者は、同表右欄の遊漁料を納付しなければならない。

等 級	魚 種	漁具・漁法	遊漁料	
			年間料金	1日料金
2 等	こい	さおづり、投糸	5,000円	
	ふな	さおづり、投糸		

- 2 前項の規定にかかわらず、組合の地区内に住所を有する小学生以下の遊漁料は3等に限り無料とし、2等以上については半額とする。また組合の地区内に住所を有する中学生は、全ての等級で半額とする。
- 3 遊漁料は、第7条の方法により、組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 岡山県内水面漁業調整規則に定めるものの外、次に掲げる漁具・漁法によって遊漁してはならない。

- 1) てこばね、びん漬(類似品を含む。)、石うち、げんのうち、金具を使用して行う水底つきによる漁法。
- 2) ヘッドランプ等照明を用いて行う視水器漁法。
- 3) 発電機等による強力な光、又は石油等をもって水面に火を放つなど魚族を威かくする漁法。
- 4) アクアラングを使用して行う漁法。
- 5) う竿(おいたも)を使用する漁法。
- 6) 定置漁業に類似する漁法(もじは口径71センチメートル以下はこの限りでない。)

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を、イ欄に掲げる漁具・漁法で遊漁する場合は、それぞれウ欄の期間内でなければならない。

ア.漁業の名称	イ.漁業の方法	ウ.期 間
こい漁業	さおづり、投糸	1月1日から12月31日まで
ふな漁業	さおづり、投糸	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 次に掲げる危険区域においては、水面に立ち入って遊漁をしてはならない。これに違反し人命等にかかわる事故を起こしたときは、組合はその責に任じないものとする。

(1) 中国電力株式会社、新成羽川発電所貯水池えん堤から上流1,000メートルの箇所右岸備中町平川3640番地、左岸備中町西油野3620番地、地内(浮遊物防止網設置箇所)までの貯水用地内

第6条 次の表のア欄の魚種については、それぞれイ欄の大きさ以下のものを採捕してはならない。

ア.魚 種	イ.大きさ
こい	全長 15センチメートル

(遊漁料の納入の方法)

第7条 第2条に掲げる漁具・漁法によって遊漁する場合は、同条の遊漁料を別表第1に掲げる場所及び組合が公示する取扱所において納付するものとする。

2 遊漁するものは、遊漁する場所において、漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは別記様式第2号の遊漁承認証を交付する。

2 遊漁承認証は、これを他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、遊漁するとき、必ず遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の施行に関して、必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第1号の漁場監視員証を携帯し、かつ、これを表示する帽子を着用する。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者が、この規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、以後この者の遊漁を拒否することができる。

- 2 前項の場合は、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。
- 3 組合は、実情に応じ相当の賠償を請求することがある。
- 4 あゆ種苗の放流公示後、解禁日までの間において、違反遊漁した者に対しては、漁具の一時預かり等を行うことがある。

(附則)

この規則は令和6年1月1日から施行する。

別表第1

事務所名	住所
成羽川漁業協同組合事務所	高梁市成羽町下原1013-5
落合事務所	高梁市落合町阿部2303(落合地域市民センター内)

別記様式第 1 号

漁 場 監 視 員 証

表

裏

No.			
漁 場 監 視 員 証			
下記の者は、当組合の監視員であることを証明します。			
住所			
氏名			
	(年齢)		
有効期間	自	年	月 日
	至	年	月 日
発行年月日	年	月	日
発行者	高梁市成羽町下原1013-5 成羽川漁業協同組合 代表理事組合長		
	(印)		

注 意 事 項	
1	サービス中は本証を携帯しなければならない。
2	遊漁者について漁具、漁法、魚種等を調べようとするときは、本証を提示してから行わなければならない。

遊 漁 承 認 証

表

裏

遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。 記 No.	
遊 漁 者	(住所)
	(氏名) (年齢)
漁具・漁法 等級 遊漁料 承認期間 漁場区域 発行年月日 年 月 日	
発行者 高梁市成羽町下原1013-5 成羽川漁業協同組合 代表理事組合長 (印)	

○注 意 事 項

1. 遊漁規則で定められた立入り禁止区域での遊漁をしてはならない。
2. 承認を受けた以外の遊漁をしてはならない。
3. 遊漁中は、必ず本証を携帯し、漁業証票を着用しなければならない。
4. 本証、漁業証票は貸与してはならない。
5. 漁場監視員から本証の提示を求められた場合はこれに従わなければならない。
6. このほか漁業に関する法令及び規則を守らなければならない。
7. この遊漁票は、内共第14号、第15号第5種共同漁業権の区域以外では遊漁できない。
8. 7月下旬頃(成羽花火前)河川(構築物)整備の為川が一時濁る場合があるので注意して下さい。

○当組合が行っている増殖事業

1. この河川等における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、岡山県内水面漁場管理委員会より示された増殖指示量に基づいています。

○当組合が行っている漁場管理

1. 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課せられている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。